別紙様式第1　様式2-1

個票 ①

（令和4年度第2次補正）地域少子化対策重点推進交付金　実施計画書　（市町村分）個票

自治体名	川島町	（都道府県：	埼玉県 ）
本事業の担当部局名	政策推進課		

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	結婚新生活支援				
関連事業メニュー	4_2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援（都道府県主導型コース）				
個別事業名	川島町結婚新生活支援事業		新規／継続（一般財源での実施も含む）	継続	
実施期間	交付決定日　～	令和6年3月31日	事業開始年度	令和3	年度
対象経費支出予定額 ※（注）1	1,200,000				円

自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※（注）2

（地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け ）

＜地域における実情と課題＞
川島町においては、町としての課題に対応するため「第6次川島町総合振興計画」を策定し、少子化対策についても、取組を始めたところである。川島町の婚姻件数については、H29は婚姻数が64件、婚姻率が3.2%だったものが、R3は、婚姻数が38件、婚姻率が2.0%と減少傾向にあることや、埼玉県全体の婚姻率（4.0%）より低い状況であることから、緊急に対策を講じる必要がある。
＜本個別事業の位置付け＞
　第6次川島町総合振興計画では、基本理念として「ここが好き、やっぱり好き」とし、戦略目標を「まもる　～未来に続く安全・安心な暮らしを守る」「つなぐ　～未来に向けて人と人をつなぐ」「つくる　～未来へ輝く稼ぐ地域をつくる」「そだてる　～未来へはばたく人財をそだてる」を掲げており、その中の施策として
　①子どもを安心して生み育てるための体制整備やサービス・経済的支援の充実
　②住みよいまちづくり
の取組みを行うこととしており、本事業は①の施策に位置付けられている。

（本個別事業における現状と課題）

（課題への対応）

個別事業の内容 ※（注）3

1. 概要

【補助対象要件】

・所得要件	☑	夫婦の合計所得が500万円未満	□	自治体独自基準の場合	
・年齢要件	☑	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	□	自治体独自基準の場合	

【補助上限額】

29歳以下の場合	☑	各費用に係る合計が60万円	□	自治体独自基準の場合	
39歳以下の場合	☑	各費用に係る合計が30万円	□	自治体独自基準の場合	

【対象費目】

☑ 家賃　☑ 住宅購入費用　☑ リフォーム費用　☑ 引越費用

【その他独自要件】

・夫婦いずれにも町税の滞納がないこと。
・生活保護法の規定による保護を受けていないこと。
・申請日より3年以上継続して当町に居住する意思があること。

2. 申請見込

①新規世帯見込　2 世帯

上記のうち　ともに29歳以下　2 世帯　　左記以外　0 世帯

【積算根拠】

令和3年婚姻件数　38件（令和3年埼玉県の人口動態概況）や令和4年度の実績を考慮して算出した。また、令和3年度の支給実績が29歳以下のみの世帯であったので、29歳以下の世帯2世帯を見込んでいる。

【令和4年度申請状況】

（令和 4 年 4 月 ～ 令和 4 年 12 月）
申請　実績　世帯数　1 世帯

②継続補助見込　継続補助実施の有無　有

見込世帯数　0 世帯

対象経費支出予定額　0 円

3. 広報の実施予定

町ホームページへの掲載及び登録制メールでの周知を行う。また、町民生活課の窓口や不動産事業者等に、事業概要チラシを配布したり、情報を提供したりして、周知を行う。

	KPI項目	単位	目標値	現状値
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	子育て支援・児童福祉の充実	人	7,000 (R7年度末)	3,830人(R3年度末)
	住みよいまちづくり	件	121 (R7年度末)	105(R3年度末)

	項目	単位	直近の実績
参考指標 ※(注)5	合計特殊出生率	%	0.64
	婚姻件数	件	38
	婚姻率	%	2.0

	KPI項目	単位	目標値	現状値
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100	40
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	0
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100

他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県は、SAITAMA出会いサポートセンター運営協議会を活用し、オンライン相談や出張相談会が実施できるように人員や設備の整備及びSNS等を活用した総合的な広報を行う。 市町村は、①各市町での出張相談会を実施するための会場の確保、②各市町のSNSでのPR、チラシ・動画の掲示等による広報を行う。
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産業者に対し情報を提供をし、周知に協力していただく。